

令和4年度（前期分・後期分）授業料免除・徴収猶予の 対象者の認定の継続について

日本学生支援機構の給付奨学生の方は、令和4年度の授業料免除・徴収猶予の対象者の認定の継続手続きが必要です。

◆ 授業料の免除額

具体的な授業料の免除額は、下表のとおりです。

世帯の所得金額に 基づく区分	給付奨学金支給金額		授業料免除額
	自宅通学	自宅外通学	
第Ⅰ区分	29,200円	66,700円	全額免除
第Ⅱ区分	19,500円	44,500円	2/3免除
第Ⅲ区分	9,800円	22,300円	1/3免除

◆ 授業料徴収猶予とは

授業料の徴収を、前期は9月末、後期は1月末まで猶予する制度です。（猶予が認められても、納付期限を越えることはできません。）

授業料が「2/3免除」または「1/3免除」となった際に、残りの授業料の徴収猶予を希望する場合は、授業料免除と併せて申請してください。

◆ 注意事項

- ・ 給付奨学金は、毎年9月にJASSOが家計状況の見直しを行い、10月からの支援区分にその結果を反映します。10月からの支援区分が変更になる場合は、それに伴い、後期分授業料の免除額も変更になります。
- ・ 給付奨学金の支援区分見直しの結果、令和3年10月から支援対象外となっている方は、令和4年度の前期分は、授業料免除・徴収猶予を受けることはできません。ただし、令和4年9月に行う家計基準の見直しにより、令和4年10月から再び支援対象となる可能性もありますので、授業料免除・徴収猶予の申請書は、今回必ず提出してください。
- ・ 令和4年度前期休学者は後期分のみ、後期休学予定者は前期分のみ申請してください。
- ・ 令和4年4月から令和5年3月まで一年間休学する方は、本申請書の提出は不要です。
- ・ 授業料免除の申請者は、選考結果が決定するまで授業料の支払いが猶予されます。

◆ 決定通知

授業料免除・徴収猶予の結果は、前期分は8月上旬、後期分は12月上旬に決定する予定です。保証人宛の郵送により通知します。

◆ 授業料の納付

1. 授業料免除のみ申請し、「2/3免除」または「1/3免除」となった場合
その決定が大学から通知された日から起算して30日以内（※）に、残額を納付してください。
2. 授業料免除および授業料徴収猶予を申請し、「2/3免除」または「1/3免除」となった場合
残額について、所定の期日（前述のとおり）まで納付が猶予されます。後日、大学から通知された期日（※）までに納付してください。

※ 具体的な納付期限については、結果通知時にお知らせします。

裏面に続く

◆ 修学支援奨学金について ※対象は学部1・2年生のみ

改訂後の授業料が適用される学生のみを対象とする奨学金制度です。授業料を納付したあとは一切申請できませんのでご注意ください。

1. 奨学金の概要

条件を満たした学生に一人あたり半期5万円が給付されます。

2. 申請条件

令和4年度に学部1・2年生になる申請者のうち、家計基準は満たしているが、学力基準外であるために免除が許可されなかった方を対象とします。必ず授業料免除と併せて申請してください。

3. 申請方法

次ページの申請項目3にチェックを入れてください。

4. 結果通知

授業料免除の結果通知時期に、ご本人宛のメールで通知します。

5. 奨学金の振り込み

給付決定後に、本人名義の振込口座の登録手続きをしていただきます。前期は8月末、後期は12月末までに口座に送金予定です。

令和4年度（前期分・後期分）授業料免除・徴収猶予の 対象者の認定の継続に関する申請書（給付奨学金継続者用）

東京藝術大学長 殿

令和 年 月 日

私は、大学等における修学の支援に関する法律による授業料免除・徴収猶予の対象者としての認定の継続を希望し、

▼徴収猶予も申請する場合は、徴収猶予にもチェック

令和4年度（前期分・後期分）**授業料**の 免除 徴収猶予 を申請します。

▼申請項目のいずれかひとつにチェック

1. 授業料免除のみを申請

2. 授業料免除を申請するが、「2/3免除」又は「1/3免除」となった場合、残りの授業料について、**授業料徴収猶予（延納）を申請**

※延納の期限 前期：9月末まで 後期：1月末までに納付（いずれも大学が指定する日）

▼【学部1・2年生のみ】授業料改定にともなう「修学支援奨学金」申請欄（希望する場合はチェック）

3. 学力基準外により授業料が免除不許可となった場合、「修学支援奨学金」を申請

▼全員記入

本人	フリガナ		学籍番号	
	氏名		学年	年
	現住所			
	電話番号			
保証人	フリガナ			
	氏名		続柄	
	現住所			
	電話番号			
給付奨学金の奨学生番号				